

○津軽広域連合の職員の給与に関する条例

(平成 26 年 11 月 19 日条例第 3 号)

改正 平成 28 年 2 月 25 日条例第 7 号
令和元年 11 月 22 日条例第 2 号
令和 2 年 11 月 13 日条例第 2 号
令和 6 年 2 月 20 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第 5 項の規定に基づき、同法第 3 条に規定する一般職に属する職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣職員)

第 2 条 この条例において派遣職員とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により津軽広域連合に他の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣される職員をいう。

第 3 条 派遣職員の給与は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、及びその派遣職員の勤務の成果に応じたものでなければならない。

(給料)

第 4 条 給料は、津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年津軽広域連合条例第11号。以下「勤務時間等条例」という。)第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料月額)

第 5 条 派遣職員の給料月額は、派遣元の関係規定を適用した場合に受けるべき給料月額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第 6 条 派遣職員の給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の 1 日から末日までとし、規則で定める日にその全額を支給する。

- 2 新たに派遣職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 派遣職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 派遣職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条又は第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(昇格時等における給料月額の調整基準)

第7条 派遣職員を昇格若しくは降格させる場合、昇給若しくは降給させる場合、昇給期間を短縮する場合又は復職させる場合等における給料月額の調整の基準については、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する。

(給与の減額)

第8条 派遣職員が勤務をしないときは、勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間等条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した派遣職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した派遣職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間等条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する規則で定める割合を減じた割合（正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175から同項に規定する規則で定める割合に100分の25を加算した割合を減じた割合、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る当該時間の場合は100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあり、及び「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第10条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた派遣職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（端数計算）

第11条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間

につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第9条及び第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(時間外勤務手当等の支給制限)

第13条 第9条及び第10条の規定は、管理職手当の支給を受けるべき派遣職員には適用しない。

(管理職手当等の支給)

第14条 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、別に定めのある場合を除くほか、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

第15条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事した場合、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(臨時的任用職員の給与)

第16条 臨時的任用職員の給与は、予算の範囲内において広域連合長が別に定める。

(会計年度任用職員の給与)

第17条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。）のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

2 前項の報酬の額は、月額、日額及び時間額(時間を単位とする額をいう。)とする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の給与の額、支給方法等については、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内において広域連合長が別に定める。

第18条 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内において広域連合長が別に定める。

3 フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、広域連合長が別に定める。

(休職者の給与)

第19条 派遣職員が休職されたときは、その者が派遣元の職員として休職された場合に受けるべき給与を支給する。

(給与の口座振替)

第20条 派遣職員及び非常勤職員の給与は、その者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第21条 派遣職員の給与から控除できるものは、その者が派遣元の職員として在職した場合に給与から控除できるとされているものとする。

(委任)

第22条 この条例に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「平成10年津軽広域連合条例第12号」を「平成26年津軽広域連合条例第3号」に改める。

(津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「平成10年津軽広域連合条例第12号」を「平成26年津軽広域連合条例第3号」に改める。

附 則（平成28年2月25日条例第7号）

この条例は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月22日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中津軽広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第4条の改正規定（「6月」を「6か月」に改める部分に限る。）及び第5条第1項の改正規定、第5条中津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例第2条の2、第17条及び第18条の改正規定、第7条中津軽広域連合の職員の給与に関する条例第8条、第9条第1項及び第3項から第5項まで、第10条並びに第12条の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の選任等のために必要な行為は、この条例の施行の日（前項ただし書の規定による施行の日を除く。）前においても行うことができる。

(津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

3 津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第3項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第17条の2第3項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「給与条例第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改める。

附 則（令和2年11月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第12条第2項の規定は、令和2年11月1日から適用する。

附 則（令和6年2月20日条例第1号）

この条例は令和6年4月1日から施行する。